

別添3

法務省民3第3、278号

昭和53年6月2日

法務省民事局第3課長

労働省労働基準局監督課長 殿

社内預金保全のための根抵当権設定登記の申請について(回答)

本年5月12日付け基監発第14号をもつて照会のあつた標記の件については、貴見のとおり取り扱つて差し支えないものと考えます。

おつて、この旨各法務局及び地方法務局に通知したので、念のため申し添えます。

法務省民3第3、279号

昭和53年6月2日

法務省民事局第3課長

東京法務局民事行政第1部長 殿

法務局民事行政部長 殿

地方法務局长 殿

社内預金保全のための根抵当権設定登記の申請について(通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり労働省労働基準局監督課長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので通知する。

別紙乙号(略)

別紙甲号

基監発第14号

昭和53年5月12日

法務省民事局第三課長 殿

労働省労働基準局監督課長

社内預金保全のための根抵当権設定登記の申請について

(照会)

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する社内預金の保全措置として、別紙社内預金保全のための継続的保証委託及び根抵当権設定に関する約定書(以下「約定書」という。)のとおり契約を締結し、約定書第1条の継続的保証委託契約による甲の債権を担保するため、約定書第2条及び第3条に基づき、根抵当権設定登記の申請をすることは差し支えないか、照会する。

なお、差し支えない場合には、貴管下各法務局及び地方法務局に対し、周知方依頼する。  
(別紙は、別添1に同じ。)